

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）

実施方針骨子

平成27年11月

栃木県

目次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定及び公表に関する事項	3
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	3
(1)	選定事業者の募集及び選定方法	3
(2)	選定事業者の募集及び選定の手順	4
(3)	応募者の備えるべき参加資格要件	4
(4)	審査及び選定に関する事項	4
(5)	特別目的会社との契約手続き	5
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	事業の実施状況のモニタリング	5
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	5
(1)	計画地条件	5
(2)	馬頭最終処分場の施設構成	6
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	7
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	7
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	7
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	7
9	補足事項	7
別紙1	事業計画地位置図（馬頭最終処分場事業区域及び北沢不法投棄地）	8

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）

イ 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 福田富一

ウ 事業の目的

栃木県（以下「県」という。）は、北沢地区の不法投棄物の撤去という那珂川町における長年の課題を解決するとともに、県内に設置されていない管理型産業廃棄物最終処分場を確保し、循環型社会の形成や県内産業の振興を図るため、馬頭最終処分場（以下「本施設」という。）を整備する。

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）（以下「本事業」という。）は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うとともに、北沢地区の不法投棄物撤去を行う事業である。

本事業の実施に当たっては、県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを検討しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、事業期間全体を通して、本施設の安全性が最大限発揮されることを期待する。また、社会経済情勢の動向に適確に対応した本施設の運営及び維持管理が、安定的かつ継続的に確保されることを期待する。

エ 本施設の概要

(ア) 本施設の概要

施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
施設設置位置	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
構造形式	クローズド(被覆)型
事業区域面積	65.2ha
埋立面積	約 4.8ha
埋立容量	約 600,000m ³
県内から排出される産業廃棄物	約 459,000m ³
北沢不法投棄撤去物	約 51,000m ³
覆土	約 90,000m ³

(イ) 受入廃棄物

県内から排出される産業廃棄物 (県外で発生し県内の中間処理施設から排出されるものを含む)	燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、廃プラスチック類、がれき類 等
北沢不法投棄物 (受入基準に適合するものに限る)	廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、建設廃材、木くず、紙くず、プリント基板、顔料、ビニールシート、医療系廃棄物、自動車解体材、焼却灰 等

オ 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

カ 事業期間

事業期間は、次のとおり想定している。

本施設の設計・建設期間	平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月
本施設の供用開始	平成 34 年 4 月
本施設の運営・維持管理期間（埋立期間）	平成 34 年 4 月～平成 46 年 3 月
埋立終了後の管理期間	平成 46 年 4 月～平成 48 年 3 月
不法投棄物撤去期間（設計・工事・処理）	平成 29 年 4 月～平成 36 年 3 月

キ 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は次のとおり想定している。

（ア）設計業務

- a 施設設計業務
- b 各種手続きに関する業務（施設設置に係る手続き、廃棄物処理施設整備計画書の作成、補助金申請手続き、関係機関との協議等）
- c 説明会等地元対応補助業務

（イ）建設工事業務

- a 建設工事及び関連業務
- b 各種手続きに関する業務（施設設置に係る手続き、補助金申請等手続き、関係機関との協議等）
- c 工事監理業務
- d 開業準備業務
- e 所有権の移転業務

（ウ）運営・維持管理業務

- a 営業業務
- b 受付管理業務
- c 埋立管理業務
- d 浸出水処理施設等運転管理業務
- e 維持管理業務
- f 環境管理業務
- g 情報管理業務
- h 安全衛生管理業務
- i 啓発業務
- j その他関連業務

- (エ) 埋立終了後の管理業務
 - a 場内環境管理業務
 - b 浸出水処理施設等運転管理業務
 - c 維持管理業務
 - d 環境管理業務
 - e その他関連業務
- (オ) 不法投棄物撤去業務
 - a 汚染拡散防止対策工事業務
 - b 不法投棄物撤去・運搬業務
 - c 不法投棄物埋立処分業務

ク 選定事業者の収入

選定事業者が行う本事業の業務に係る費用の回収に当たっては、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本とするが、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入と県のサービス購入料を合わせた収入によることも想定している。

なお、本事業では、環境省による廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金の活用及び選定事業者からの提案事業による収入を想定している。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、本事業をPFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定する。

イ 特定事業の選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、県ホームページへの掲載等により公表する。

なお、特定事業の選定を行わないことにした場合においても同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 選定事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札方式によることを想定している。

(2) 選定事業者の募集及び選定の手順

本事業における選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
平成27年11月	実施方針骨子の公表
平成27年11月頃	実施方針骨子に関する意見の受付
平成28年 2月頃	実施方針及び要求水準書(案)の公表
平成28年 2月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
平成28年 3月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会及び現地見学会
平成28年 3月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の回答
平成28年 6月頃	特定事業の選定の公表
平成28年 7月頃	募集要項等の公表又は入札公告(入札説明書等の公表)
平成28年 7月頃	募集要項等又は入札説明書等に関する説明会
平成28年 7月頃	募集要項等又は入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
平成28年 7月頃	募集要項等又は入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
平成28年 8月頃	参加表明書、資格審査申請書類の受付
平成28年 9月頃	資格審査結果の通知
平成28年 9月頃	募集要項等又は入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
平成28年 9月頃	募集要項等又は入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
平成28年10月頃	応募書類又は入札書類の受付
平成29年 1月頃	優先交渉権者又は落札者の決定・公表
平成29年 1月頃	基本協定の締結
平成29年 2月頃	仮契約の締結
平成29年 3月	事業契約の締結

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成は、単独の企業又は複数の企業等により構成される企業グループとする。

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

応募書類又は入札書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。県は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者又は落札者を決定する。

イ 審査の手順及び方法

(ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(イ) 応募書類又は入札書類審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者決定基準又は落札者決定基準」に従って、選定委員会において応募書類又は入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(ウ) 審査事項

審査事項は「募集要項又は入札説明書」に添付する「優先交渉権者決定基準又は落札者決定基準」に示す。

(エ) 審査結果

審査結果は、県ホームページへの掲載等により公表する。

(5) 特別目的会社との契約手続き

県は、優先交渉権者又は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、優先交渉権者又は落札者は特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P C (Special Purpose Company) を設立することとし、県は、S P Cと事業契約を締結する。また、当該S P Cを選定事業者とする。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、本事業の目的を確実に達成することを目指すものであり、選定事業者が行う業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うことに合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

県は、選定事業者が実施する業務についてモニタリングを行う。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 計画地条件

ア 馬頭最終処分場

所在地	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
事業区域面積	65.2ha
都市計画区域	区域区分が定められていない都市計画区域
用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
その他	県立自然公園、地域森林計画対象地域

イ 北沢不法投棄地

所在地	栃木県那須郡那珂川町小口、小砂地内
事業区域面積	約 7,500 m ²
都市計画区域	都市計画区域外
撤去が必要な量	合計撤去量:約 51,000m ³ (推定) (内訳) 不法投棄物:約 31,000m ³ (掘削による容積増加率考慮:約 45,000 m ³) 周辺汚染土壌:約 3,900m ³ (掘削による容積増加率考慮:約 5,700 m ³) (不法投棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、建設廃材、木くず、紙くず、 プリント基板、顔料、ビニールシート、医療系廃棄物、自動車解体材、焼却灰 等
その他	県立自然公園

(2) 馬頭最終処分場の施設構成

分類		施設	数量
主要施設	埋立地施設	埋立地	面積 約 48,000m ² 容量 約 600,000m ³
		貯留構造物	盛土量 約 400,000m ³
		被覆施設	面積 約 50,000m ²
		地下水集排水施設	延長 約 3,900m
		遮水工	面積 底面:約24,000m ² 法面:約32,000m ²
		雨水集排水施設	延長 約 3,000m
		埋立ガス抜き施設	24 箇所
		浸出水集排水施設	延長 約 850m
	浸出水 処理施設等	浸出水取水・導水施設	集水ピット、点検用通路一式
		浸出水調整槽	容量 1,000m ³
浸出水処理施設		能力 100m ³ /日	
管理施設	管理棟	1 棟	
	搬入管理施設	分析室 1室 計量施設 1台 洗車施設 1台 放射線測定装置 1台	
	モニタリング施設	観測井戸 4 箇所、検水柵 1 箇所	
	管理用道路	延長 約 1,000m	
	管理用フェンス	延長 約 2,000m	
関連施設	前処理施設 (被覆施設のある埋立地に設置)	破碎・選別機、仮設ヤード約 1,250 m ²	
	覆土仮置場	土量 約 90,000m ³	
	防災調整池	容量 約 8,800m ³	
	搬入道路※	延長 約 500m	

※搬入道路は県が整備する。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

選定事業者又は県の責めに帰すべき事由等により、事業の継続が困難となった場合の契約の解除や損害賠償について定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

県は、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、これらを選定事業者が受けられるよう努める。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

県は、債務負担行為の設定及び事業契約の締結に当たっては、予め議会の議決を経るものとする。

9 補足事項

本実施方針骨子は、現時点で公表できる事項、考え方等を記載したものであり、決定した内容ではない。

今後、民間事業者から頂いた意見、要望等を踏まえて更に検討を重ね、平成28年2月頃を目途に実施方針を公表する予定である。

別紙 1 事業計画地位置図（馬頭最終処分場事業区域及び北沢不法投棄地）

